## 免税軽油の制度延長について

平成 24 年4月 福島県 総務部 税務課

軽油引取税に関する課税免除の特例措置(免税軽油制度)については、平成24年3月31日までの期限となっておりましたが、今回の地方税法改正(平成24年3月30日可決)により、平成27年3月31日まで更に3年間延長されることとなりました。

ただし、次の6業種については、今回の改正以降、免税軽油の対象から外れ、 免税軽油の引取りができなくなりますので御留意ください(引取り済の免税軽油の在庫がある場合、免税軽油の在庫がなくなるまで実績報告は必要です)。 それ以外の業種については、これまでと同様の取扱いとなります。

## ◇平成 24 年度税制改正による免税軽油取扱廃止対象の業種(6業種)◇

- (1) 雷気诵信事業
- (2) 基幹放送事業
- (3) 建設用粘土製品製造業
- (4) 鉄鋼業
- (5) 自動車教習所業
- (6) ゴルフ場業

## ◇問い合わせ先◇

軽油引取税全般のこと、免税証の申請や取扱いのことなど、御不明な点がございましたら、最寄りの地方振興局県税部各担当までお問い合わせください。

振興局名	₹	所在地	電話番号
県北地方振興局	960-8043	福島市中町1番9号(中町ビル6階)	024-523-0021
県中地方振興局	963-8540	郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1264
県南地方振興局	961-0971	白河市昭和町 269	0248-23-1519
会津地方振興局	965-8501	会津若松市追手町7-5	0242-29-5261
南会津地方振興局	967-0004	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局	975-0031	南相馬市原町区錦町1丁目30	0244-26-1127
いわき地方振興局	970-8026	いわき市平字梅本 15	0246-24-6037